

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	3・4号機サービス建屋屋外において、電線管修理工事後の足場解体作業を行っていた協力企業作業員の額に落下してきた足場パイプ連結管が当り負傷したため、業務車にて病院へ搬送	A	3月7日公表済 (PDF66KB)

その他： 12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ給水1-2号機連絡空気駆動弁駆動用空気供給弁よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	1-2号機中央操作室出入口扉の上段蝶番部にひびが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	中性子計測系起動領域モニタ（G）保守用液晶表示画面に表示不良（ちらつき）が認められたため、当該画面を点検・修理	D	
4	5号機	高圧タービン上半ノズルダイヤフラム浸透探傷検査において、水平継手面に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
5	5号機	低圧タービン上半外部車室（タービン側）浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
6	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）点検において、低圧タービン蒸気加減弁グランドパッキン締付ボルトのネジ山に腐食及び一部に曲がり（計32本）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
7	5号機	主復水器内部構造物点検において、主復水器（A・C）圧力検出配管ストレーナに破損が認められたため、当該ストレーナ（12台）を交換	D	
8	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）点検において、ターニング装置本体植込みボルト（28本）のネジ山に摩耗が認められたため、当該ボルトを交換並びに同（B）の歯車に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）ウォーミング用温水循環ポンプ出口配管ベント弁にシートパス（1滴／1.5秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	5号機	中央操作室制御盤制御ケーブル接続端子（不活性ガス系圧力抑制室窒素ガスパージ弁）の固定ビスにネジ山潰れが認められたため、当該ビスを交換	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理系洗濯物大型乾燥機（B）入口蒸気配管フランジ部より蒸気リーク（約40cc・汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	集中環境施設	純水供給系純水供給ポンプ（A）のグランドパッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで